

令和3年度第1回下北地域公共交通総合連携協議会

(書面開催)

次 第

議 事

議案第1号 令和2年度事業報告及び収支決算

監 査 報 告 令和2年度監査報告

議案第2号 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)

議案第3号 下北地域公共交通総合連携協議会規約及び事務局規程の一部改正について

【資料1】下北地域公共交通総合連携協議会規約 改正(案)

【資料2】下北地域公共交通総合連携協議会規約 新旧対照表

【資料3】下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程 改正(案)

【資料4】下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程 新旧対照表

議案第4号 下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

【資料5】下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱 改正(案)

【資料6】下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱 新旧対照表

令和 2 年度事業報告及び収支決算

1. 事業報告

実施事業および内容
<p>(1) 高齢者運転免許証自主返納支援事業</p> <p>高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を図ることを目的として、運転免許証を自主返納された 70 歳以上の申請者に、切符及び定期券購入費用のうち 5,000 円を上限として支援した。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請人数： 21 名・助成人数： 17 名（JRバス東北 11 名、下北交通 6 名）・助成額：84,400 円（JRバス東北 55,000 円、下北交通 29,400 円） <p>※令和 2 年度はむつ市内の申請のみ。</p>
<p>(2) 市街地内路線の再編・見直しの検討</p> <p>むつ市街地における居住環境の魅力向上および拠点間移動の利便性向上に向けて、既存路線の見直し、循環路線の導入についての検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 2 年 6 月 25 日：むつ市、下北交通、JR バス東北・令和 2 年 7 月 21 日：むつ市、下北交通、JR バス東北・令和 2 年 8 月 20 日：むつ市、下北交通、JR バス東北
<p>(3) 公共交通の案内・情報発信の充実</p> <p>公共交通に対する意識醸成及び利用促進を目的として、平成 30 年度に作成した乗り継ぎ時刻表について、路線バス事業者のダイヤ改正に伴う修正を行いむつ市HPにて継続的な情報発信を図った。</p> <p>○むつ市HP掲載</p> <ul style="list-style-type: none">・佐井・大間・風間浦・大畑方面乗り継ぎ時刻表・東通村（尻屋・尻労・白糠）方面乗り継ぎ時刻表・脇野沢・川内方面乗り継ぎ時刻表
<p>(4) 観光・商業と連携した取組の展開</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、大々的なイベントや観光等との連携、企画乗車券等の実施はできなかった。</p> <p>○第 11 回むつ市地産地消運動協力店感謝祭に係る路線バス運賃割引</p> <ul style="list-style-type: none">・割引利用者数：大人（100 円）6 人、子供（50 円）2 人・助成額：700 円

2. 収支決算

【収入】

単位：円

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	内 訳
負担金	400,000	400,000	0	むつ市 200,000 円 大間町 50,000 円 東通村 50,000 円 風間浦村 50,000 円 佐井村 50,000 円
繰越金	901,072	901,072	0	令和元年度繰越金
雑収入	28	11	▲17	預金利息
合 計	1,301,100	1,301,083	17	

【支出】

単位：円

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	内 訳
会議費	67,000	0	▲67,000	書面開催のため、委員報酬及び委員旅費 0 円
事業費	1,100,000	85,100	▲1,014,900	高齢者運転免許証自主返納支援事業 84,400 円 観光・商業と連携した取組の展開 700 円
事務費	20,000	0	▲20,000	
予備費	114,100	0	▲114,100	
合 計	1,301,100	85,100	▲1,216,000	

収入決算額 1,301,083 円

支出決算額 85,100 円

差引残額 1,215,983 円

※差引残額は、令和3年度へ繰り越すこととする。

令和3年4月12日

下北地域公共交通総合連携協議会

会長 武山 泰 様

令和2年度監査報告書

令和2年度下北地域公共交通総合連携協議会の会計について、関係帳簿及び関係書類を精査したところ、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和3年4月12日

下北地域公共交通総合連携協議会

監 事 寺岡 耕一



監 事 中島 慶子



令和 3 年度事業計画（案）及び収支予算（案）

1. 事業計画（案）

実施事業計画および内容
<p>(1) 高齢者等運転免許証自主返納支援事業</p> <p>下北地域の交通事故の減少及び公共交通の利用促進を目的とし、高齢者をはじめとする運転免許証を自主返納する方を支援するため、路線バス事業者の切符又は定期券の購入費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none">・助成は一人 1 回限りとし、5,000 円を上限とする。・令和 3 年度以降は、70 歳以上の年齢制限を撤廃し、下北地域全ての免許返納者を対象とする。
<p>(2) 市街地内路線の再編・見直しの検討</p> <p>昨年度に引き続き、むつ市街地における居住環境の魅力向上及び拠点間移動の利便性向上に向けて、市内路線バス事業者等と検討を進める。</p>
<p>(3) 公共交通の案内・情報発信の充実</p> <p>公共交通に対する意識醸成及び利用促進を目的とした継続的な情報発信を図るため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 平成 30 年度に作成した乗り継ぎ時刻表の修正及びHP等での配信② 平成 30 年度に作成した下北地域公共交通マップの修正及び印刷、各市町村への配布③ 下北地域内の路線バス情報の GTFIS データ整備及び Google マップ等の経路検索サービスへの掲載 <p>※①及び③は事務局で対応するため、経費はかからない。</p>
<p>(4) 公共交通の乗り方教室・イベントの企画・開催</p> <p>今後、公共交通の利用が見込まれる高齢者層を中心に公共交通に対する意識醸成に向けて、路線バスの乗り方教室を開催。</p>
<p>(5) 観光・商業と連携した取組の展開</p> <p>新たな利用者の獲得に向けて、観光分野や商業分野等と連携し、利用者に魅力的なサービス・取り組みの展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・下北地域におけるイベント時の路線バス等の割引、バスパック等

2. 収支予算（案）

【収入】

単位：円

項目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	内 訳
負担金	400,000	400,000	0	むつ市 <u>200,000 円</u> 大間町 <u>50,000 円</u> 東通村 <u>50,000 円</u> 風間浦村 <u>50,000 円</u> 佐井村 <u>50,000 円</u>
繰越金	1,215,983	901,072	314,911	前年度繰越金
雑収入	12	28	▲16	預金利息
合 計	1,615,995	1,301,100	314,895	

【支出】

単位：円

項目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	内 訳
会議費	75,825	67,000	8,825	委員報酬 <u>6,500 円×1 回</u> 費用弁償（委員旅費） <u>69,325 円×1 回</u>
事業費	1,130,600	1,100,000	30,600	高齢者等運転免許証自主返納支援事業 <u>5,000 円×50 人=250,000 円</u> 公共交通の案内・情報発信の充実 ・下北地域公共交通マップ印刷 <u>5,000 部×@76.12=380,600 円</u> 観光・商業と連携した取組の展開 <u>500,000 円</u>
事務費	20,000	20,000	0	
予備費	389,570	114,100	275,470	
合 計	1,615,995	1,301,100	314,895	

※予備費について、令和2年11月の地域公共交通活性化再生法等の一部改正に伴い、「地域公共交通網形成計画（本協議会では平成30年3月に策定）」が「地域公共交通計画」に改められたことから、今後、生じる当該計画の作成費として活用予定。

議案第3号

下北地域公共交通総合連携協議会規約及び事務局規程の一部改正について

【協議会規約】

1 改正の内容

- (1) 第1条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、「網形成計画」を「計画」に改める。
- (2) 第3条中「網形成計画」を「計画」に改め、同条第4号中「第1条の目的を達成するために必要なこと。」を「、協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。」に改める。
- (3) 第7条第3項中「出席委員の過半数の同意によってこれを決するものとする。」を「出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。」に改め、同条第4項を第5項とし、第4項に「会議は、書面にて協議することができる。」を加える。また、同条第5項を第6項とし、第7項に「会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。」を加え、同条第6項を第8項とする。
- (4) 別表を新旧対照表のとおり改める。

2 改正の理由

- (1) 地域公共交通活性化再生法等の一部改正に伴う改正。（令和2年11月施行）
- (2) (1)と同じ理由により改正。
- (3) 可否同数の場合の議決方法や書面協議等、協議を円滑に行うため。
- (4) 別表の委員について、現状の委員構成に合わせ、最新の情報に更新。

【事務局規程】

1 改正の内容

- ・第3条第2項中「企画課長」を「交通政策課長」に改め、同条第3項中「企画課」を「交通政策課」に改める。

2 改正の理由

- ・令和2年度からむつ市に交通政策課が新設されたため。

議案第4号

下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

1 改正の内容

- (1) 題名を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱」に改める。
- (2) 第1条中「高齢者」を「下北地域」に改め、「高齢者の運転免許証の自主返納」を「高齢者をはじめとする運転免許証を自主返納する者」に改め、「下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業」に改める。
- (3) 第3条第2項中「助成金の額は、5,000円を上限」を「助成限度額は、5,000円」に改め、同条第3項中「助成金の交付」を「助成」に改める。
- (4) 第4条第1号中「助成金の交付」を「助成」に改め、「70歳以上の」を削る。また、同条第2号中「運転経歴証明書」の次に「又は申請による運転免許の取消通知書」を加える。
- (5) 第5条第1項中「助成金の交付を受けようとする者は」を「助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）」に改め、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業」に改め、「と」を「又は」に改める。また、同条第2項中「平成30年」を「助成を受けようとする会計年度の」に改め、同条第3項中「高齢者運転免許証自主返納支援事業資格者証（以下「資格者証」（様式第2号）という。）」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証（以下「資格者証」という。）（様式第2号）」に改め、同条第4項中「1年以内」を「助成を受けようとする会計年度の3月31日まで」に改める。さらに、同条第6項中「に相当する額」を削り、同条第7項中「は、協議会と事業者との間の代理受領委任契約に基づき、当該申請者への助成金の交付に代えて」を削る。
- (6) 第6条の見出し「助成金の請求」を「請求」に改める。
- (7) 第7条中「助成金の交付」を「助成」に改め、「助成金の全部」を「助成額分」に改める。
- (8) 別表「大湊営業所」を「青森支店大湊支所」に改める。
- (9) 様式第1号中「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業」に改め、「、運転経歴証明書の交付を受け」を削る。また、「平成」を「令和」に改め、「Ⓜ」と「性別」と「男・女」を削り、「・運転経歴証明書の写し・申請による運手免許の取消通知書の写し」を「・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し」に改める。さらに、「高齢者運転免許証自主返納支援事業において、次のとおり」を削る。
- (10) 様式第2号中「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業」に改め、「平成」を「令和」に改め、「1年以内」を「助成を

受けようとする会計年度の3月31日まで」に改め、「・切符等を購入する際には、運転経歴証明書を提示してください。」を削る。また、「大湊営業所」を「青森支店大湊支所」に改め、「・(有)むつ車体工業」を加える。

- (11) 様式第3号中「高齢者運転免許証自主返納支援事業に係る切符等購入助成金」を「下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業に係る切符等助成額分」に改め、「平成」を「令和」に改める。また、「資格者証」の前に「様式第2号下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業」を加え、「様式第3号別紙」の次に「請求内訳」を加える。

2 改正の理由

- ・下北地域において70歳未満の免許返納者も一定数いることから、本事業の年齢制限をなくし、より多くの免許返納者を支援するため、本事業の要綱の一部を改正。
また、年号や文章表現の一部を併せて改正。